

頻発するF-15イーグル戦闘機の部品落下事故に対する抗議決議

平成27年2月4日、米空軍嘉手納基地所属F-15イーグル戦闘機が飛行中に左の垂直安定板の先端部分（約5.4キロ）を落下させた。沖縄防衛局が嘉手納基地から受けた連絡によると海上に落下させた可能性が高いとし、今回の事故では、けが人などの被害は確認されていないといっているが、万が一住民居住地域に落下していれば、大惨事を起こしかねない重大事故である。

F-15イーグル戦闘機による部品落下事故は、昨年5件発生するなど相次ぎ、墜落事故も頻発していることから分かるように、老朽化、安全性の不安が指摘されているにも拘らず、F-15イーグル戦闘機の飛行を中止することなく住民居住地域上空での低空飛行や急旋回訓練が継続され、今年に入ってからAH-1W攻撃ヘリコプター（スーパーコブラ）など米軍機による落下物事故が頻発している状況において基地周辺住民への危険が常態化している。

北谷町議会は、事故発生の都度、事故原因の究明、整備点検・安全管理の徹底、再発防止を強く求め、安全確保が図れない状況下での飛行再開は決して容認できないと重ねて訴えてきたにも拘らず、県民の命や財産より兵員の練度維持を優先させるような対応は言語道断であり、憤りを禁じ得ない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

1. 事故原因の徹底究明と、その結果、及び再発防止策を速やかに公表し、実行すること。
2. 事故原因の究明・対策がなされるまでの間、F-15イーグル戦闘機の飛行を全面停止すること。
3. 老朽化著しいF-15イーグル戦闘機の住民居住地域上空での飛行訓練を直ちに中止し、撤去すること。

以上、決議する。

平成27年2月19日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 米太平洋軍司令官 在日米軍司令官
在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官

頻発するF-15イーグル戦闘機の部品落下事故に対する意見書

平成27年2月4日、米空軍嘉手納基地所属F-15イーグル戦闘機が飛行中に左の垂直安定板の先端部分（約5.4キロ）を落下させた。沖縄防衛局が嘉手納基地から受けた連絡によると海上に落下させた可能性が高いとし、今回の事故では、けが人などの被害は確認されていないといっているが、万が一住民居住地域に落下していれば、大惨事を起こしかねない重大事故である。

F-15イーグル戦闘機による部品落下事故は、昨年5件発生するなど相次ぎ、墜落事故も頻発していることから分かるように、老朽化、安全性の不安が指摘されているにも拘らず、F-15イーグル戦闘機の飛行を中止することなく住民居住地域上空での低空飛行や急旋回訓練が継続され、今年に入ってからAH-1W攻撃ヘリコプター（スーパーコブラ）など米軍機による落下物事故が頻発している状況において基地周辺住民への危険が常態化している。

北谷町議会は、事故発生の都度、事故原因の究明、整備点検・安全管理の徹底、再発防止を強く求め、安全確保が図れない状況下での飛行再開は決して容認できないと重ねて訴えてきたにも拘らず、県民の命や財産より兵員の練度維持を優先させるような対応は言語道断であり、憤りを禁じ得ない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

1. 事故原因の徹底究明と、その結果、及び再発防止策を速やかに公表し、実行させること。
2. 事故原因の究明・対策がなされるまでの間、F-15イーグル戦闘機の飛行を全面停止させること。
3. 老朽化著しいF-15イーグル戦闘機の住民居住地域上空での飛行訓練を直ちに中止させ、撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年2月19日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長